

あなたのこれからをいつまでもサポート。

# らいさぽNEWS

## 相続に関するルールが変わります

高齢化の進展等に対する対応として、相続法が大きく変わり、段階的に施行されます。その中から、今回は、一般の方にも身近で解りやすいものをピックアップしてご紹介いたします。

### 【自筆証書遺言について】

～今までの自筆証書遺言～

- ①日付、財産目録等を含む全文を遺言者が自署し押印する。
- ②財産目録に記載する資産等が多い場合は労力がかかる。
- ③作成したのはよいが、保管法・保管場所について考える必要がある。
- ④ご本人死亡後、家庭裁判所による検認手続きを受ける必要がある。



改正によって

**①②**財産目録については、パソコン等で作成してもよいし、遺言者以外の者が作成してもよい。例えば、不動産については登記事項証明書、預貯金については通帳の写しを添付することも可能。

(遺言書本文は以前と同様、自署・押印が必要。またパソコン等や写しによる財産目録の各頁には、遺言者の署名・押印が必要となります。)

—2019年1月13日施行—

**③④**法務局に自筆証書遺言の保管を申請することができますようになります。

法務局での保管を申請することにより、検認手続きが不要になります。

(手数料や申請先法務局など、詳細については施行日までに調整される予定。)

—2020年7月10日施行予定—

### 【預貯金の払戻し制度の創設について】

～現行制度～

遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預貯金の払戻しができない。



改正によって

預貯金債権の一定割合(金額による上限あり)については、家庭裁判所の判断を経ることなく、金融機関の窓口における支払を受けられるようになります。

具体的な計算式は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{【相続開始時の預貯金債権の額(口座基準)】} \times \\ & 1/3 \times \\ & \text{(当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分)} = \\ & \text{単独で払戻しをすることができる額} \end{aligned}$$

※ただし、1つの金融機関から払戻しが受けられる上限は150万円(省令による)。

—2019年7月1日施行予定—

ここでご紹介したのは、今回の改正のほんの一部です。成年後見のことは勿論、遺産分割、相続などについて質問等がございましたら、ライフサポート東京にお気軽にお問い合わせください。

# 高齢者施設について

在宅介護サービスをフル活用しても、事故や火災等ご本人の生活が危ぶまれる場合には、高齢者施設入居を検討する必要があります。今回は、さまざまなタイプの高齢者施設をご紹介します。

## 【介護保険施設】

国や自治体、社会福祉法人などが運営し、民間と比べて費用がかなり抑えられているのが特徴。

### ■特別養護老人ホーム

- ・要介護3以上の認定を受けた高齢者のための施設。
- ・日常生活支援の他、本格的な介護サービスを受けることができる。認知症の方も受け入れる。
- ・入居待ち人数が非常に多い施設である。

### ■介護老人保健施設

- ・要介護1以上、65歳以上の高齢者向け施設。特定疾病に罹患している場合は65歳未満でも入居の可能性がある。認知症も受け入れる。
- ・長期的な入居を前提とした施設ではなく、3ヶ月おきに退去の判定がなされる。
- ・入居中はリハビリや医療サービスが受けられる。

### ■介護療養型医療施設（療養病床）

- ・長期療養を必要とする要介護1以上の高齢者が対象。
- ・終身利用は保証されない。体調が回復してきた場合、退去を求められる可能性がある。
- ・レクリエーションのような生活支援は少ない。
- ・2023年度末までに廃止が決まっている。（2017年10月1日現在、全国に1,196施設）

### ■介護医療院

※2018年4月創設。「介護療養型医療施設」から制度移行。2018年12月末現在、全国に113施設（東京都はゼロ）。現状ではまだ広がっていないが、徐々に増えていくものと思われる。

日常的・慢性的医療機能と生活機能を併せ持つ、要介護高齢者のための施設。医療サービスを必要とする、要介護1以上の高齢者向け。認知症も受け入れる。

## 【介護保険施設以外】

民間企業や医療法人によって運営され、幅広いサービスの提供が特徴である。

### ■介護付き有料老人ホーム

- ・本格的な介護や生活支援等、入居者の状況に合わせてサービスを提供する。
- ・介護専用型（要介護のみ入居可）、混合型（自立、

要支援、要介護いずれも入居可）がある。

- ・入居一時金と月額利用料を支払う。
- ・安価な施設から高額な施設まで、施設ごとの料金の差が大きい。

### ■住宅型有料老人ホーム

- ・自立から要介護まで入居可能。
- ・サービスは生活支援や提携する医療機関が主導する健康管理が中心。
- ・介護サービスは外部の事業者へ依頼することになる。

### ■サービス付き高齢者向け住宅

- ・自立している高齢者から軽度の要介護者向けの施設。
- ・基本的に介護サービスは提供しない。
- ・おおむね要介護3くらいまでが入居対象である。
- ・認知症にも専門的な対応ができる施設もあるが、軽度の認知症までの対応という施設が多い。
- ・「特定施設」とされている施設に限り、介護スタッフが常駐し介護保険適用サービスが受けられる。
- ・「特定施設」でない場合、介護保険適用サービスは、外部の業者に依頼する。

### ■グループホーム

- ・認知症高齢者向けの施設。
- ・高齢者の自立を促す施設であり、家事等は分担制。介護ケアの他、リハビリも受けられる。

### ■ケアハウス

- ・おおむね要介護3までの60歳以上の高齢者（夫婦の場合は片方が60歳以上なら可）が対象。
- ・自治体の援助等があり、月額利用料は低めに抑えられている。

### ■養護老人ホーム

- ・自立できる状態の65歳以上の高齢者向けの施設。介護認定を受けると入居できない。
- ・入居には自治体の審査が必要で、深刻な疾患はないものの、家族関係や経済的な事情のため支援を受けないと生活していけない場合に利用されることが多い。

場合によっては施設紹介事業者等を上手に利用しながら、出来る限りご本人にも見学していただいて、ご本人に合った施設探しに努めましょう。

## 事務局をご紹介します

「ほう・れん・そう」(もはや死語でしょうか?)、「ほう」:報告、「れん」:連絡、「そう」:相談。支援を必要としているかたについて何か働きかけたいと考えたとき、最初の「ほうれんそう」窓口が、ライフサポート東京の事務局です。今回は、そのらいさぽ事務局メンバーをご紹介します。

- ①名前(ふりがな) ②事務局での主な担当業務 ③出身地 ④趣味・特技や、最近ハマっていること  
⑤業務について心がけていること・モットーなど



- ①笈川信孝(おいかわのぶたか)  
②対内:入退会、案件等の手続き。総会、研修会等の資料の準備、まとめ、集計等。

対外:新規案件の相談、受諾。家裁、行政、社協等関係団体との打ち合わせ等。

- ③東京都品川区西大井  
④子育て、農園作業(市民農園にてこの4月から作業しております。)  
⑤できないと言わない。(案件に関して法人では一度もお断りしたことがございません!)



- ①黒木公一(くろきこういち)  
②主に監督人対応(担当者の方と一緒に監督人を訪ね、報告する)。  
③宮崎県で生まれたのですが、父が

自衛官で、鹿児島、長崎、広島、京都、山口など転々となりました。

- ④趣味はソフトボール、キャッチャーです。常にスクワットをしている状態になるため、試合後はヘロヘロです。その他には合唱です。人の声を聴きながら自分の音程を保つことに必死です。  
⑤業務について心がけていることは、「聴くことを多くする」です。これからもよろしくお願いします。



- ①松田明男(まつだあきお)  
②財産管理協力員が行うご本人保有の銀行口座の後見等届出・口座整理・支払い・記帳の準備・調整、担当者への報告、その他法人管理のご本人財産の管理に関する事項。

③山口県

- ④「坂道」にハマっています。  
⑤担当者、財産管理委員会、財産管理協力員と連携・調整し法人管理のご本人財産を適切に管理すること、及び担当者への迅速正確な報告を心がけています。法人会員の皆様、事務局業務は皆様のご協力無しでは成し得ません。細かいことを申し上げます。組織で活動する場合は、どんな場面においても、心がけたいことですね。これからもよろしくお願い致します!



- ①後藤百合子(ごとうゆりこ)  
②事務局内の事務(現金出納や会計記帳、登記事項等の取得など)  
③東京都世田谷区

④ソーイング、アクセサリ作り、お菓子作りが趣味です。最近ハマっていることはスーパーなど買い物先で低GIのお菓子を探すことです。

- ⑤相手、受け手の利便性をなるべく考えながら仕事をするようにしています。また、職場は1日のうち一番長く過ごす場所なので、自分も一緒に仕事を仲間も気持ちよくお仕事できたらと思います。(まだ新入り状態なので、一日に何度も質問して事務局員の仕事の手をとめて迷惑かけまくりですが・・・)今年1月より月木の週2日お仕事させていただいております。まだ不慣れで、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご用の方もご用でない方もお気軽にお声かけください。

調べたところ、最近「ほう・れん・そう」に対して「お・ひ・た・し」が必要とのことでした。「お」:怒らない、「ひ」:否定しない、「た」:(困っている場合)助ける、「し」:指示を出す。(死語ではありませんでした! )「ほうれんそう」の「おひたし」。組織で活動する場合は、どんな場面においても、心がけたいことですね。これからもよろしくお願い致します!



## ブックカフェ便り

こんにちは、ブックカフェらいさぼ店長の熊谷です。

昨年末から当店では、品川区在住の曾根清次さん(80歳)を講師に迎え、「健幸リンパ揺らし運動(体操)」というイベントをおよそ月1回のペースで開催しています。

曾根さんがご自身の闘病中にその必要性に気づき実践している「健幸リンパゆらし運動(体操)」。毎回約30分かけて明るく楽しくリンパや健康にまつわるお話をしながら、ゆっくりとその場でできる軽い運動を行います。お客様の健康な身体作りに役立てていただき、また当店に気軽にお越しいただけたらとの思いで企画しました。曾根さんの経験豊富でマイルドな語り口とご厚意(ボランティアで協力いただいています)、そして常連Aさん(80歳女性)のお声かけにより、ご近所の町内会の皆様が参加くださり、たいへん好評をいただいています。本題のお話が終わった後は、皆さんで当店自慢のオリジナルカレーラ

イスを食べながらにぎやかに懇談されています。

ブックカフェらいさぼは、いろいろな世代のいろいろな人々に居心地の良い場所と感じていただき、また来たいと思っただけのカフェを目指しています。そして、ライフサポート東京を地域の皆様のみならずより多くの人々に知っていただくべく、様々なイベントを企画し、またレンタルスペースの提供により当店に多くの人々が集い活用していただければと思います。なお当店において品川区認定の認知症カフェ(オレンジカフェらいさぼ)も毎月1回開催しています。



皆さまのご参加をお待ちしております!

## ライフサポート東京の活動について

### 【会員数】

H31.3.31現在 正会員96名 賛助会員1名 総会員97名

### 【受任実績】

H31.3.31現在 受任総数368件(うち終了134件)  
(内訳)

成年後見 208件(うち終了80件)

保佐 65件(うち終了17件)

補助 21件(うち終了11件)

任意後見 74件(うち発効2件、終了26件)

### 【活動報告・予定】(H30.12.1以降)

#### ●研修

- ・H30.12.11(火)第3回スキルアップ研修  
「後見業務におけるトラブル対処法」
- ・H31.2.8(金) 第4回スキルアップ研修  
「監査についてのワークショップ」

#### ●渉外活動

- ・H30.12.2(日) NPO市民後見人の会と交流会

- ・H31.2.1(金) NPOなのはなを訪問し交流会に参加
- ・H31.2.13(木) 品川区社会福祉協議会  
成年後見センターが来訪
- ・H31.4.19(金) NPOなのはなが当法人へ来訪し懇親
- ・R1.5~6月 品川区社会福祉協議会成年後見センター  
「成魂の碑」合同納骨へ参加

#### ●会員へのお知らせ：解決サポートチームの発足

会員へのサポート活動の一環として、以下の活動を行うこととなりました。

##### ① 困難案件に対するサポート

ご本人とのトラブルの深刻化、ご親族及び関係者とのトラブルの深刻化の際には、総務調査室内「解決サポートチーム」にて、会員へのアドバイス及び案件への介入支援を行います。

サポートを希望される担当者は、報告書等で事務局を通じて理事会までお申し出ください。

##### ② 会員間のトラブル及び後見業務担当者の法人への苦情、不満相談受付窓口の設置

申し出者の氏名については当該チーム内のみにて共有し、希望者には、理事会へも匿名とさせていただきます。申し出を希望される会員は、下記までお申し出ください。

soudan@life-spt.tokyo (会員相談専用メール)

令和元年5月31日発行

発行人 平松 太郎

発行所 特定非営利活動法人ライフサポート東京  
〒140-0001

東京都品川区北品川2丁目8番3号

TEL 03-6420-3311 FAX 03-6807-2580

URL <http://life-spt.tokyo/>

編集人 ライフサポート東京広報部